

## 第2章 障害福祉サービス等報酬編

### 2節追補

# 障害福祉サービス等報酬単位数表等

2-1 障害児相談支援 .....	260
2-2 障害児通所支援	
第1 児童発達支援 .....	262
第4 居宅訪問型児童発達支援 .....	268
第5 保育所等訪問支援 .....	269

この追補は、告示され次第「ウェブコンテンツ」に掲載するものとしていた、以下の告示による改正を反映したものです。

●児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準の一部を改正する件（令和8年4月24日こども家庭庁告示第10号）

●こども家庭庁長官が定める児童等の一部を改正する件（令和8年4月27日こども家庭庁告示第12号）

なお、障害児相談支援に係る関係告示は「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準」（平成27年厚生労働省告示第181号）によるものです。

本書記述につきまして、お詫びし訂正いたします。

【参考】「障害福祉サービス報酬の解釈（令和6年4月版）」の834頁～873頁

# 障害児相談支援

算定構造→Web第2章附録29頁

1～18〔略〕

※【令和8年6月施行】「障害福祉サービス報酬解釈（令和6年4月版）」の872頁の「18」の後ろに追加

## 19 福祉・介護職員等処遇改善加算

**注** 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所（国，独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。）が，利用者に対し，指定障害児相談支援を行った場合は，1から18までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数を所定単位数に加算する。

〔19・注〕子ども家庭庁長官が定める基準（平27厚労告181・十三）

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 当該指定障害児相談支援事業所の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について，賃金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が，福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し，当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 当該指定障害児相談支援事業所において，(1)の賃金改善に関する計画，当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該指定障害児相談支援事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し，全ての職員に周知し，市町村長に届け出ていること。
- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし，経営の悪化等により事業の継続が困難な場合，当該事業の継続を図るために当該指定障害児相談支援事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが，その内容について市町村長に届け出ること。
- (4) 当該指定障害児相談支援事業所において，事業年度ごとに当該指定障害児相談支援事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前12月間において，労働基準法（昭和22年法律第49号），労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号），最低賃金法（昭和34年法律第137号），労働安全衛生法（昭和47年法律第57号），雇用保険法（昭和49年法律第116号）その他の労働に関する法令に違反し，罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該指定障害児相談支援事業所において，労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第10条第2項に規定する労働保険料をいう。）の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
  - (一) 職員の任用における職責又は職務内容等の要件（職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
  - (二) (一)の要件について書面をもって作成し，全ての職員に周知していること。
  - (三) 職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し，当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
  - (四) (三)について，全ての職員に周知していること。
- (8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する当該指定障害児相談支援事業所の職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該指定障害児相談支援事業所の職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。

ロ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
  - (一) イの(2)の福祉・介護職員等処遇改善計画書において，情報端末の導入等の生産性向上に係る取組を行っていること。
  - (二) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第128条第一号イに規定する社会福祉連携推進法人に所属していること。
- (2) 当該指定特定相談支援事業所等が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。

**[19] 福祉・介護職員等処遇改善加算の取扱いについて**〔第四・22〕

障害児相談支援報酬告示19の福祉・介護職員等処遇改善加算については、〔第二の〕2の(1)の⑯を準用する。

**■福祉・介護職員等処遇改善加算の取扱いについて**〔第二・2・(1)・⑯〕

福祉・介護職員等処遇改善加算の内容については、別途通知（「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和8年3月31日付け障障発0331第1号，こ支障第78号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長，こども家庭庁支援局障害児支援課長通知）〔→276頁〕を参照すること。

【参考】「障害福祉サービス報酬の解釈（令和6年4月版）」の888頁～949頁

# 第1 児童発達支援

算定構造→Web第2章附録37頁

※【令和8年6月施行】「障害福祉サービス報酬解釈（令和6年4月版）」の888頁の「1」に注12を追加

## 1 児童発達支援給付費（1日につき）

イ～ホ〔略〕

注1～11〔略〕

**注12** 令和8年6月1日以降新規に指定を受けた児童発達支援事業所（主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所，別に子ども家庭庁長官が定める地域に所在する指定児童発達支援事業所及び都道府県知事が地域に特に必要であるとして指定する事業所であることが客観的に明らかであるものを除く。）が，障害児に対し，指定児童発達支援を行った場合に，所定単位数に代えて，イ及びロに掲げる単位数の1000分の988に相当する単位数を算定する。ただし，次の(1)及び(2)に該当する場合は，当該月において所定単位数を算定する。

- (1) 医療的ケア区分1から3までに該当する児童発達支援給付費を1日以上算定している障害児である場合
- (2) 当該月において次に掲げるいずれかの加算を1日以上算定している障害児である場合
  - (一) 8の2の強度行動障害児支援加算
  - (二) 8の4のイの人工内耳装用児支援加算（Ⅰ）
  - (三) 8の4のロの人工内耳装用児支援加算（Ⅱ）
  - (四) 8の5の視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算

〔1・注12〕子ども家庭庁長官が定める地域（平27厚労告182）〔→「障害福祉サービス等報酬の解釈（令和6年4月版）」の994頁「第4 居宅訪問型児童発達支援」1・注4〕

## (4) 届出に係る加算等の算定の開始時期〔第一・1・(4)〕

届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。）については、利用者や指定障害児相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとする。

児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、令和8年6月以降に指定を受ける事業所においては、基本報酬の算定区分の基準の見直しが行われるため、当該見直しの対象外となる事業者を除き、事業者から改めて令和8年6月からの基本報酬の算定区分の届出を受けること。その際、要件審査に要する期間は、第一の1の(2)の規定にかかわらず、令和8年6月分の算定に間に合うように行うこと。

## 〔1・注12〕令和8年6月1日以降に指定を受けた児童発達支援事業所（基準該当児童発達支援事業所を除く。）における児童発達支援給付費の取扱い〔第二・(1)・①・(ハ)〕

## ア 算定される単位数

令和8年6月1日以降に指定を受け、新たに事業を開始した場合は、所定単位数に代えて、1000分の988に相当する単位数を算定することとなる。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の1000分の988となるものではないことに留意すること。また、次に該当する事業所においては、適用しない。

(i) 主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所である場合

(ii) 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき、子ども家庭庁長官が定める地域（平成27年厚生労働省告示第182号）に主たる事業所の所在地がある場合

(iii) 都道府県知事が地域に特に必要であるとして指定する事業所であることが客観的に明らかである場合。具体的には以下のいずれかである場合。

・ 都道府県が実施する公募により、サービスが不足する地域に設置された事業所である場合

・ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置された事業所である場合。ただし、ここでいう補助等の経済的支援とは、新規指定事業所として開設する際に、自治体から受ける経済的支援に限るものとし、運営への補助（指定管理料を含む。）、サービスの質や人材確保のための補助等については、含まれない。

イ 令和8年6月1日以降に指定を受け、新たに事業を開始する場合であっても、医療的ケア区分1から3までに該当する児童発達支援給付費を1日以上算定している障害児は、当該月において所定単位数を算定するものとする。

ウ 令和8年6月1日以降に指定を受け、新たに事業を開始する場合であっても、通所報酬告示第1の8の2の強度行動障害児支援加算、第1の8の4のイの人工内耳装用児支援加算（Ⅰ）、第1の8の4のロの人工内耳装用児支援加算（Ⅱ）又は第1の8の5の視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算を当該月に1日以上算定している障害児は、当該月において所定単位数を算定するものとする。

エ 令和8年6月1日以降に指定を受け、新たに事業を開始する場合であっても、当該事業所の指定が、実施主体である法人の合併・分割・事業譲渡等に伴うものであり、その前後で事業所が実質的に継続して運営されると都道府県知事に認められるときは、令和8年5月31日以前までの事業所と同様に取り扱い、所定単位数を算定するものとする。

障害児通所

① 発達支援

③ 放課後ア

④ 居宅発達支援

⑤ 保育所訪問

2-①

旧難聴児

2-②

旧重心児

2-③

旧医療型

## 2～12の5〔略〕

※【令和8年6月施行】「障害福祉サービス報酬解釈（令和6年4月版）」の944頁の「13」を差し替え

## 13 福祉・介護職員等処遇改善加算

**注** 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った基準該当児童発達支援事業所（国，独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。）が，障害児に対し，指定児童発達支援等を行った場合には，当該基準に掲げる区分に従い，次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては，次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ 1 から12の5までにより算定した単位数の1000分の152に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ 1 から12の5までにより算定した単位数の1000分の158に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ 1 から12の5までにより算定した単位数の1000分の149に相当する単位数
- ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ 1 から12の5までにより算定した単位数の1000分の155に相当する単位数
- ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 1 から12の5までにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数
- ヘ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 1 から12の5までにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数

【13・注】こども家庭庁長官が定める基準（平24厚労告270・二）

- イ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ  
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 福祉・介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について，次に掲げる基準のいずれにも適合し，かつ，賃金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が，福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し，当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (一) 指定児童発達支援事業所等が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。
- (二) 介護福祉士，社会福祉士，精神保健福祉士又は保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所（指定通所基準第71条の8第1項に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）にあっては，保育士，当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）のいずれかの資格を保有する者，心理担当職員（公認心理師を含む），サービス管理責任者，児童発達支援管理責任者，サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって，経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもののうち1人は，賃金改善後の賃金の見込額が年額460万円以上であること。ただし，(2)の福祉・介護職員等処遇改善計画書に基づく取組数が一定以上の場合はこの限りでないこと。
- (2) 指定児童発達支援事業所等において，(1)の賃金改善に関する計画，当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し，全ての職員に周知し，都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあっては，指定都市又は児童相談所設置市の市長とし，基準該当児童発達支援事業所の場合にあっては登録先である市町村の市町村長とする。以下同じ。）に届け出ていること。
- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし，経営の悪化により事業の継続が困難な場合，当該事業の継続を図るために当該指定児童発達支援事業所等の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが，その内容について都道府県知事に届け出ること。

- (4) 指定児童発達支援事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 指定児童発達支援事業所等において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第10条第2項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。）の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (一) 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
- (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。
- (三) 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- (四) (三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること。
- (五) 福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。
- (六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。
- (8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての福祉・介護職員に周知していること。
- (9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。
- (10) 児童発達支援給付費における福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを届け出ていること。
- ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ  
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) イの(1)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- (一) イの(2)の福祉・介護職員等処遇改善計画書に基づき、情報端末の導入等の生産性向上に係る取組を行っていること。
- (二) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第128条第一号イに規定する社会福祉連携推進法人（以下「連携推進法人」という。）に所属していること。
- (3) 当該指定児童発達支援事業所等が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロを算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。
- ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ  
イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ  
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- (一) イの(2)の福祉・介護職員等処遇改善計画書に基づき、情報端末の導入等の生産性向上に係る取組を行っていること。
- (二) 連携推進法人に所属していること。
- (3) 当該指定児童発達支援事業所等が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロを算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。
- ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）  
イの(1)の(一)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ヘ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）  
イの(1)の(一)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

### 〔13〕福祉・介護職員等処遇改善加算の取扱い〔第二・2・(1)・⑯〕

福祉・介護職員等処遇改善加算の内容については、別途通知（「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和8年3月31日付け障障発0331第1号、こ支障第78号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、こども家庭庁支援局障害児支援課長通知）（→276頁）を参照すること。

【参考】「障害福祉サービス報酬の解釈（令和6年4月版）」の994頁～1003頁

# 第4 居宅訪問型児童発達支援

算定構造→Web第2章附録46頁

1～3〔略〕

※【令和8年6月施行】「障害福祉サービス報酬解釈（令和6年4月版）」の998頁の「4」を差し替え

## 4 福祉・介護職員等処遇改善加算

**注** 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定居宅訪問型児童発達支援事業所（国，独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。）が，障害児に対し，指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には，当該基準に掲げる区分に従い，次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は，次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ 1から3までにより算定した単位数の1000分の150に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ 1から3までにより算定した単位数の1000分の156に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 1から3までにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数
- ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 1から3までにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数

〔4・注〕子ども家庭庁長官が定める基準（平24厚労告270・十の三）

- イ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ  
第二号〔→264頁「第1 児童発達支援の13」参照〕イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ  
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  
(1) 第二号イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。  
(2) 第二号ロの(2)に掲げる基準のいずれかに適合すること。  
(3) 第二号ロの(3)に掲げる基準に適合すること。
- ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）  
第二号イの(1)の(一)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）  
第二号イの(1)の(一)，(2)から(6)まで，(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

### 〔4〕福祉・介護職員等処遇改善加算の取扱い〔第二・2・(4)・⑤〕

通所報酬告示第4の4の福祉・介護職員等処遇改善加算については，2の(1)の⑯を準用する。

### ■福祉・介護職員等処遇改善加算の取扱い〔第二・2・(1)・⑯〕

福祉・介護職員等処遇改善加算の内容については，別途通知（「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和8年3月31日付け障障発0331第1号，こ支障第78号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長，子ども家庭庁支援局障害児支援課長通知）〔→276頁〕を参照すること。

【参考】「障害福祉サービス報酬の解釈（令和6年4月版）」の1004頁～1015頁

# 第5 保育所等訪問支援

算定構造→Web第2章附録47頁

1～2〔略〕

※【令和8年6月施行】「障害福祉サービス報酬解釈（令和6年4月版）」の1014頁の「3」を差し替え

## 3 福祉・介護職員等処遇改善加算

**注** 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定保育所等訪問支援事業所（国，独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。）が，障害児に対し，指定保育所等訪問支援を行った場合には，当該基準に掲げる区分に従い，次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては，次に掲げるその他の加算は算定しない。

- |   |                    |                                       |
|---|--------------------|---------------------------------------|
| イ | 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ | 1 から 2 までにより算定した単位数の1000分の150に相当する単位数 |
| ロ | 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ | 1 から 2 までにより算定した単位数の1000分の156に相当する単位数 |
| ハ | 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）  | 1 から 2 までにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数 |
| ニ | 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）  | 1 から 2 までにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数 |

〔3・注〕こども家庭庁長官が定める基準（平24厚労告270・十一）第十号の三〔→268頁「4 居宅訪問型児童発達支援の4」参照〕の規定を準用する。

### 〔3〕福祉・介護職員等処遇改善加算の取扱い〔第二・2・(5)・⑥〕

通所報酬告示第5の3の福祉・介護職員等処遇改善加算については，2の(1)の⑥を準用する。

### ■福祉・介護職員等処遇改善加算の取扱い〔第二・2・(1)・⑯〕

福祉・介護職員等処遇改善加算の内容については，別途通知（「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和8年3月31日付け障障発0331第1号，こ支障第78号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長，こども家庭庁支援局障害児支援課長通知）〔→276頁〕を参照すること。